

# 令和4年 第8回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第8回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年9月1日 午前9時56分～午前10時20分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 0名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 おはようございます。只今から、令和4年第8回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さん、おはようございます。そしてまた今日は、第2班の方が現地確認ということで大変ご苦労さまでした。

9月に入りまして、もう本格的な収穫作業も皆さん始まっているかと思えます。昨日の雨が思ったよりちょっと降り過ぎたのかなと思っております。もうこの先、雪が降るまでは雨は必要無いのかなと。それぐらい畑が十分進んでいるような状態でございます。農業新聞とかによりますと米のですね、概算金が500円上乗せされる。または、来年の麦の播種前契約の価格が3割アップ、そういう新聞報道が出ております。肥料高騰の中ですね、少しでも皆さんの懐具合がよくなるような政策だったらいいのですけども、肥料高騰に関しては、特に営農部に行くとは、一応申込み分は、間違いなく7割の補填が当たるということで、従来、農協の指導では、安い肥料を使ってくださいっていう最初の指導だったんですが、今になると元に戻してもいいですよと、元に戻しても7割程は補填が出来ますってということで、まだ、肥料の銘柄変更はまだ出来そうな状況でございます。今後、またいろんな国の政策とか、これからどんどん出てくるかと思えますけども、皆さんは特に農業委員ですので、地域の農家のために、いち早く情報を収集して、これからの営農活動に、十分活かしていただきたいと思います。

今日はですね、案件はそんなにございませんが、総会が終わり次第ですね、また、真田専務から、農協の近況報告など、していただきたいと思いますので、どうか今日1日よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。

- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
- 【無しの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、上村委員、12番、有富委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和4年8月3日、令和4年第7回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、8月12日、令和4年度農地パトロールを実施し、町内10箇所を会長外12名の参加により、巡回いたしました。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
- 議 長 議案第1号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、XXXXXXXXXXさん。譲受人、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXさんの許可の可否について審議を求めるものです。なお、本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題無いこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。  
番号1番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、面積369平米につきましては、譲渡人、XXXXXXXXXXさんから、譲受人、XXXXXXXXXXさんへの売買による所有権移転申

請です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所  
で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人  
に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのこ  
とです。価格は65,000円で10アール当たり18万円です。  
こちらの農地につきましては、前回の総会で農用地利用集積  
計画により、農業公社が買入れた農地に関連するもので、農  
振に入っておらず、今回の農地法第3条での申請となりました。  
詳細につきましては、議案1ページをご確認ください。以上で  
説明終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員  
から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。事務局も説明し  
ましたけど、8月の総会時の農用地利用集積計画のところ、  
北海道農業公社が買入れしなかった土地になります。農振が外  
れていたということで、3条の案件ということでありました。  
現況は畑ですので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよ  
ろしく願います。

○議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第1号、番号1番の件について、質疑に入  
ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第1号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛  
成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許  
可申請について、使用賃借の件を議題とします。

○議長 議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願  
いします。

○事務局 はい、それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可  
申請についてでございます。農地法第5条の規定による使用賃  
借による、転用の許可申請のありました、貸主、■■■■さん  
から、借主、■■■■さんのほか3件の許可の可否について審  
議を求めるものでございます。

それでは番号1番になります。字名、■■■■、地番、■■■■、一筆、地目、登記簿、現況ともに畑。面積が900平米になります。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で土地所有者は、■■■■さんで転用計画者は■■■■さんになります。農家住宅の建設のための使用貸借権利設定との転用申請となっております。

申請地につきましては、町が定める農振計画において指定されておりました場所でございますけれども、既に農林課のほうで申請済みで用地の除外済みとなっているところでございます。

農用地の転用は原則不許可となっておりますけれども、農家住宅の建設に伴う転用でございますので、農地法施行規則第38条及び39条の第1号に該当する施設でございます。農家住宅の建設は転用の許可することができるとなっているため、転用はやむを得ないと認めます。詳細につきましては、議案2ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のあったとおりです。■■■■君は、4年ほど前に経営移譲を■■■■さんより受けており、今住んでいる住宅が老朽化もありますが、家族も多いため、手狭となり、このたび新築することになりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
続いて、議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま地区担当委員の■■■■さんより説明があったとおりで問題ないかと思われま。今朝ほども2回目の確認のほうをしまいりました。農振も除外申請済みということで、何ら問題ないかと思われま。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めま。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは番号2番です。字名、■■■■、地番、■■■■、一筆、地目、登記簿、現況ともに田になります。面積は984平米。申請箇所はJR駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で土地所有者は■■■■さんで、転用計画者は■■■■さんになります。
- これにつきましても農家住宅の建築のための使用貸借による権利設定の転用申請となっております。申請箇所は町が定める農振の計画地域となっておりますが、既に除外済みとなっております。農地転用は、先ほどのお話と同じになりますけれども、原則不許可ということですが、農家住宅につきましても、農地法施行規則第38条及び39条の第1項に該当する施設であり、農家住宅の建築は、農地転用許可することができるため、転用はやむを得ないものと認められるものでございます。詳細につきましては議案3ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい、ただいま事務局から説明のあったとおりです。■■■■君は、3年ほど前に■■■■さんに経営移譲をされており、現在住んでいる家の老朽化もありますが、圃場より住んでいるところが遠いため、圃場のそばに家を建てたいということもあり、今回新築することになりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 続いて、議案第2号、番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい、こちらも今朝ほど現地のほうへ確認してまいりました。農家用住宅の建設ということで何ら問題ないかと思われまます。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
- これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

## 【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号3番になります。土地字名、[REDACTED]、地番、[REDACTED]、一筆のうちになります。地目は、登記簿現況ともに畑。面積が2,400平米の申請となります。申請箇所はJR美瑛駅から[REDACTED]に約[REDACTED]キロの箇所で、土地所有者は[REDACTED]さん。転用計画者は、[REDACTED]さんによる建設残土の置場捨場の造成のための一時転用の許可申請となります。
- 申請地は町が定める農業振興地域整備計画において、指定されている農振の地域内となっておりますが、今回は一時転用であるということと、町の公共工事の建設残土捨場ということになりますので、このたびの除外等については保留というふうになっている状況でございます。農地の転用は原則不可となっておりますけれども、このたびは建設残土の置場の一時転用ということでございまして、農地法の施行令第4条の第1項の1のイに該当するため、転用はやむを得ないと認められるものでございます。また、このたびの申請につきまして、この隣地との高低差の解消を目的としており、残土運搬完了後には、農地としての管理を再開するか、または倉庫の建設等を検討しているということでお話を聞いているところでございます。農地に倉庫を建てるということになれば、また改めて転用の申請がなされることとなるということでございます。詳細につきましては、議案4ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、[REDACTED]委員から補足説明をお願いいたします。

- [REDACTED]委員 はい、ただいま事務局より説明のとおりでございます。近くで道路舗装工事が始まりまして、その残土を利用して住宅周りの段差をなくしたいという話です。将来的には事務局でも言いましたように、格納庫倉庫等を建てたいという話も聞いております。ということですので、何が問題はないと思っておりますので審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
 続いて、議案第2号、番号3番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、今朝ほど現地のほう確認してまいりました。住宅の裏はかなり低く、水のたまりやすい土地となっております、公共工事の発生する残土置場ということで、何ら問題ないかと思われまます。どうぞご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。  
 これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
 議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号4番。字名、■■■■、地番■■■■■■■■■■の内になります。地目は登記簿現況ともに田。面積は1,766平米になります。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所、土地所有者は、■■■■■■■■■■さんで転用計画者は、■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■さんとなります。

申請地は、令和元年10月1日開催の総会で農地法施行規則第1条第1項の都市住民と農業の体験その他都市等との地域間の交流を図るため設置される施設としての3年間の一時転用を許可したものでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染の影響により、当初計画していた効果を実証出来なかったためということで、先月の総会で事業計画の変更の申請があり承認したところでございます。

今回の申請は、その事業変更の承認に伴いまして、さらに2年間の許可申請ということで、許可期間が令和4年9月30日で切れることとなるため、許可期限が途切れないように、本総会で10月1日から再度2年間の許可申請という形になってございます。今回の申請等につきましては振興局等に照会をいたしましてこのような形となり許可することができるという



この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4年 9月 1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

有 富 友 昭